

## マネジメントシステム認証業務に関する約款

### 第1条(総則)

1. 本約款は、国際マネジメントシステム認証機構株式会社(以下「当社」といいます。)が、マネジメントシステム規格の要求事項に適合するマネジメントシステムを持つ者(以下、「契約者」といいます。)に対して、当社の審査により、認証登録及び認証維持(ISMS認証マーク等の表示を含みます。以下同じ。)を行うための諸条件を定めるものです。なお、以下では、本約款に基づいて当社と契約者との間で成立する契約のことを「利用契約」といいます。
2. 本約款は、認証登録及び認証維持に関連して、当社と契約者の間に生ずるすべての関係行為に対して適用するものとします。
3. 本約款に用いられる文言は、他に特段の定義がなされない限り、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(以下「ISMS-AC」といいます。)作成のマネジメントシステム認証及び認証機関認定基準において用いられる意味によるものとします。
4. 当社及び契約者は、本約款に定める義務を誠実に履行することに同意するものとします。
5. 当社は本約款を変更することがあります。この場合、本約款の変更に伴う提供条件(料金その他を含みます。)の変更は、特段の定めがない限り、本約款の変更と同時に、自動的にすべての利用契約に適用されるものとします。なお、本約款の変更に際しては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し事前にその内容を告知します。(告知は、当社のWebページなどで行います。)

### 第2条(認証登録及び認証維持)

1. 契約者は、契約者にとって機密事項に相当するもの及び立ち入り禁止とする事務所、作業エリアが存在する場合は、予め適切な方法により当社に通知するものとします。
2. 契約者は、当社が審査を行うにあたり、次の各号に定める事項を履行するものとします。審査が開始された後に各号に定める事項が遵守されていないことが判明した場合には、当社は、その判断により、審査を中断できるものとします。
  - (1) 当社に対し認証審査に関するすべての記録及び文書を開示すること
  - (2) 当社担当者及び当社の指定する者の事務所および作業エリアを含む適用範囲内への立ち入り、及び関係者へのインタビューを許可し、かつ、これらが円滑に行われるよう配慮すること
  - (3) マネジメントシステム規格の要求事項に従って、すべての苦情もしくは是正処置を記録し、当社の要求に従ってその情報を開示すること
  - (4) 責任者を選任し、当社に通知すること
3. 契約者は、利用契約に基づいて契約者が履行すべき義務を適用範囲内の対象部署・事業所・会社(資本関係の有無に関わらず)にも遵守させるものとし、当社に対し、対象部署・事業所・会社(資本関係の有無に関わらず)の行為につき全責任を負うものとします。
4. 認証登録後、契約者は、当社が決定するまたは認定機関(ISMS-AC等)から要求されている審査サイクルにてサーベイランス審査及び再認証審査を受け入れるものとします。
5. 契約者は、契約者のマネジメントシステムがマネジメントシステム規格の要求事項に適合しなくなった場合には、どの時点においてもすみやかに書面にて当社にその旨通知しなければならないものとします。当社は、契約者のマネジメントシステムが継続的に有効であるかを確認するため、認証期間内に定期的に契約者の事業所を訪問することがあります。
6. 当社は、次の場合、認証登録及び認証維持の有効性を判断するために、一回ないし複数回の短期予告審査に伴う訪問を予告無しに行うことがあります。
  - (1) 認証されたマネジメントシステムの有効性に疑いがある場合
  - (2) 苦情を受けた場合
  - (3) 重大な不適合があるおそれがある場合
  - (4) 認証条件と異なる広告または宣伝が行われた場合
  - (5) その他認証の有効性を脅かすような情報を当社が確認した場合等
7. 契約者は、認証されるマネジメントシステムに関する以下の重大な事項については、全て当社へ報告するものとします。
  - (1) 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権の変更
  - (2) 組織及び経営陣(役員のほか、重要な管理職や会社の意思決定に事実上関与する者も含む)の変更
  - (3) 認証されたマネジメントシステムに基づく活動の範囲の変更
  - (4) マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更
  - (5) 認証範囲における重大なセキュリティインシデントの発生
8. 契約者は、事業内容の変更や事務所の移転等によりマネジメントシステムの適用範囲が変更される場合には、すみやかに書面にて当社にその旨通知するものとします。当社は、かかる通知を受けた場合、変更部分の適合性について審査を実施します。
9. 当社は、マネジメントシステム規格の要求事項や認証基準の変更があった場合には、契約者に通知します。契約者は規格毎に定められる期間において、新しい要求事項や認証基準に適合するための審査を受け入れるものとします。
10. 契約者は、マネジメントシステム規格の実施における意図した結果を一貫して達成し、当該規格の要求事項への適合性について責任を持つものとします。
11. 当社は、契約者の一部に常態化したまたは重大なマネジメントシステム規格不適合があり、定められた期間において是正が確認できない場合には、その部分を除外し、認証範囲を縮小します。
12. 認定機関(ISMS-AC等)から当社に依頼があった場合、契約者は、当社審査への認定機関審査チームの立会いを受け入れる義務が発生します。
13. 当社は、契約者の審査に訓練中の審査員の受け入れを依頼することがあります。契約者は明確な忌避理由がない限り、当該審査員の審

査への参加を受け入れるものとします。

14. 契約者は、審査の際、自己の従業員（派遣社員、業務委託先従業員を含みます。）を審査に同席させるときは、その者の機密保持について全責任を持つものとします。
15. 当社は、審査実施前にマネジメントシステム規格の適用範囲内の事業について、事前調査を実施することがあります。
16. 当社による認証登録及び認証維持のために、契約者は各認証サイクルにおいて次の料金及び費用（以下「料金等」といいます。）を当社に支払うものとします。このほか、契約者は、当社が審査を行う際に必要となる交通費その他の実費を負担するものとします。
  - (1) 基本料金（事務手続き及び審査計画作成のための費用）
  - (2) 審査料金（初回認証審査、サーベイランス審査、再認証審査等）
  - (3) 年間維持料金
  - (4) 再審査（フォローアップ審査）料金
  - (5) 短期予告審査料金
  - (6) 特別審査料金
  - (7) 事前調査費用
  - (8) 登録判定費用
  - (9) 認証登録証発行費用
17. 契約者は、認定機関（ISMS-AC等）の指示もしくは法令の改正等によって、当社が契約者に対して認証登録及び認証維持業務を行えなくなる場合があることを予め承し、かかる場合、当社は、認証登録業務の履行を当然に免除されるものとします。

### 第3条（ISMS認証マーク及び審査報告書）

1. 当社の認証登録の信頼性を保つため、契約者は、広告宣伝用パンフレットその他の資料（電子データ、紙など媒体の如何、社内向け、外部向けを問わず、以下「広告宣伝用資料」といいます。）に、ISMS認証マーク等を使用する場合は、当社が定める「ICMS認証マークの使用、認証の表明及び引用規定」に同意し、かつこれを遵守の上、使用するものとします。
2. 契約者は、ISMS認証マークおよび認証登録証について、誤解を与えるような使用・表明、引用を自ら行わず、また第三者にもこれを行わせないようにするものとします。
3. 以下に該当する場合は、当社はいつでも認証登録証の発行の拒否または回収及び認証の一時停止または取消しを行うことができるものとします。
  - (1) 契約者が利用契約に違反した場合
  - (2) 契約者のマネジメントシステムが規格の要求事項に適合していないと判断される場合
  - (3) 認証審査の過程において、認証の決定に重大な影響を与える虚偽説明等が確認された場合
  - (4) ISMS認証制度の信頼性を著しく毀損するおそれがある場合（法令違反等）
4. 契約者は、当社から認証の一時停止または取消しの通知を受けた場合には、広告宣伝用資料に使用したISMS認証マーク等を含む認証に関するすべての表明、引用を直ちに中止するものとします。
5. ISMS認証マーク等の使用権並びに認証登録証及び審査報告書の所有権及び著作権その他の一切の知的財産権等は当社に帰属するものとし、契約者はこれに同意します。
6. 本約款において明確に契約者に付与された権利を除き、当社は、認証登録及び認証維持により作成された成果物に関する所有権及び著作権その他の一切の知的財産権等も契約者に譲渡・利用許諾するものではありません。
7. 本条第5項の定めにかかわらず審査報告書は、同書記載の注意事項を遵守した上で契約者に利用許諾されます。ただし、その所有権及び著作権その他の一切の知的財産権等は契約者に譲渡されないものとします。

### 第4条（機密保持）

1. 契約者および当社は、利用契約を通じて知り得た相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密情報及びこれらに含まれる個人情報（以下「機密情報」といいます。）を第三者に対し開示・漏えい等してはならないものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に当たらないものとします。
  - (1) 受領者が開示を受けた時点で、既に合法的に知得していた情報
  - (2) 受領者が開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
  - (3) 受領者が開示を受けた後、受領者の故意又は過失によらず公知となった情報
  - (4) 受領者が機密情報に依存することなく、独自に開発、作成した情報
  - (5) 受領者が第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
3. 本条第1項にかかわらず、当社が認定機関（ISMS-AC等）もしくは法令等により機密情報の開示を要求された場合、当社は、機密情報を開示することができるものとします。ただし、その場合は、法令等によって規制されない限り、当社は契約者に事前又は事後に通知するものとします。
4. 本条に基づく機密保持義務は、利用契約の終了後も3年間効力を有するものとします。

### 第5条（当社が行う契約の解除）

1. 契約者が利用契約に違反した場合、当社は直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、契約者に次のいずれかの事由がある場合、予め契約者に通知することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続開始の申立てがあったとき
  - (2) 保有する財産について仮差押、仮処分、差押、競売の申立て又は公租公課の強制処分がなされたとき
  - (3) 支払停止、手形・小切手の不渡り、取引停止処分その他著しい信用悪化の状況に陥ったとき
3. 利用契約が終了した場合、契約者の認証登録は直ちに無効となり、この場合、契約者は、広告宣伝用資料に使用した ISMS 認証マーク等を含む認証に関するすべての表明、引用を中止し、かつ、契約終了から 30 日以内に署名入り認証登録証の原本およびコピーを当社に返却することとします。なお、当社から要請があった場合、すべての表明、引用を停止した旨の書面による確認を当社に提出することとします。

#### 第 6 条 (損害賠償の範囲)

1. 万一、契約者が当社による認証登録又は認証維持に起因して何らかの損害 (情報等が消失、破損もしくは滅失したことによる損害、又は契約者が認証登録又は認証維持から得た情報の使用等に起因する損害を含みますが、それに限定されません。)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。
2. 当社の義務違反により生じた賠償責任については、損害を生じさせた事象の発生日より前 6 カ月の間に契約者が当社に支払った金額を限度とし、また、契約者が現実かつ直接に被った損害 (逸失利益および特別損害を含みません。)の範囲に限定されるものとします。
3. 契約者が認証登録を利用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの責任において解決するものとし、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

#### 第 7 条 (反社会的勢力の排除条項)

1. 当社及び契約者は、それぞれの相手方に対し、自ら及び自らの役員、従業員並びに自らの下請け及び再委託先(以下「関係者」といいます。)について、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び契約者は、それぞれの相手方に対し、自ら又は自らの役員、従業員が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当することを行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び契約者は、相手方若しくは相手方の役員、従業員又は関係者が、暴力団員等若しくは本条第 1 項各号のいずれかに該当し、又は本条前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方との取引を継続することが不適切であると認められた場合には、利用契約を解除できるものとし、この場合、相手方は一切の異議を申立てないことを確認する。
4. 当社及び契約者は、前項の規定に基づいて利用契約が解除されたことにより、自らに損害が生じた場合にも、相手方になんらの請求をしないこと、及び本条前項の規定に基づく利用契約の解除により相手方に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負うことを確認する。

#### 第 8 条 (契約の成立)

1. 利用契約は、契約者が当社に対し当社所定の申込書にて申込をし、この申込に対して当社が承諾したときに、成立するものとします。
2. 申込者若しくは申込者の役員、従業員又は関係者が暴力団、暴力団員等若しくは第 7 条第 1 項または第 2 項の各号のいずれかに該当する場合には、申込資格がないものとします。
3. 万一、利用契約成立後に申込資格がないことが判明した場合 (利用契約成立後に申込資格がなくなった場合も含みます。)には、当社は、無条件で、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、当社の判断により、審査の申込みを承諾しないことがあります。その場合、当社は申込者に対しその旨を延滞なく通知します。
5. 契約者が当社の定めるサービス申込書と別の書式、方法で申し込みを行い、当社が受理した場合、本約款が適用されるものとします。
6. 利用契約成立後、契約者が自己都合により利用契約を解除する場合、契約者は、審査実施前の契約解除の場合は当社が定める基本料金を、審査実施中及び審査実施後の契約解除の場合は基本料金及び審査費用の全額を、契約解除料として当社に支払うこととします。

#### 第 9 条 (料金等の支払方法)

契約者は当社に対し、第 2 条第 16 項所定の料金等を、請求書記載の支払期限までに当社指定の銀行口座に振込み支払うものとします (振込手数料は契約者の負担とします。)。また、契約者が当社に対して支払った料金等は、いかなる場合でも返還されないものとします。なお、契約者と金融機関等間で紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

#### 第 10 条 (割増金及び延滞損害金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額の 2 倍に相当する額を割増金として当社が指定する期限までに当社が指定する方法により支払うこととします。また、契約者が、料金その他の債務 (延滞利息は除きます。)について支払期限を経過してもなお支払いがない場

合、契約者は、年6%の割合による遅延損害金(1年を365日として日割計算)を当社が指定する方法により支払うこととします。

第11条(消費税)

契約者が当社に対し審査に係る料金等を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し当該料金等を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第12条(再委託)

当社は、当社が必要と認めるときは、認証登録業務の一部を第三者に再委託することができることとします。

第13条(準拠法と管轄裁判所)

本約款に関する準拠法は日本法とします。また、契約者と当社との間の利用契約に関する紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本約款は、2007年6月1日に発行し、それ以降のサービスのご利用に適用されます。

(2007年11月26日改訂)

(2008年1月23日改訂)

(2008年4月1日改訂)

(2010年3月1日改訂)

(2010年10月1日改訂)

(2011年1月31日改訂)

(2011年5月1日改訂)

(2011年6月1日改訂)

(2013年6月1日改訂)

(2016年8月15日改訂)

(2022年11月5日改訂)

国際マネジメントシステム認証機構株式会社  
東京都品川区上大崎2-24-11 目黒西口M2号館5F  
代表電話番号(03) 5719-7533 FAX 番号(050) 3737-4783